

東広島市介護分野資格取得等補助金について



(1) 資格取得等補助金について

○市内の介護施設における介護職員の資格取得に係る費用を助成することで、職員の確保・定着を促し、かつサービスの質の向上を図ることを目的とし、研修受講料又は資格試験受験料に対して補助をさせていただきます。

○ 補助対象事業者

- ・市内に所在する介護保険法に基づく指定介護サービス事業所及び施設の開設者

○ 補助対象経費

- ・事業者が研修機関等に直接支払った研修受講料又は資格試験受験料
- ・対象従業者本人が負担した研修受講料又は資格試験受験料に対して、事業者が対象従業者へ支払った支給金等

(2) 令和6年度からの対象研修の追加について

新規追加研修名称	補助対象経費	補助額	補助限度額（円）
認知症対応型サービス事業開設者研修	研修受講料	補助対象経費に補助率 2分の1を乗じた額 (千円未満切捨て)	50,000
認知症対応型サービス事業管理者研修			
小規模多機能型サービス等 計画作成担当者研修			

○既存の対象研修や、提出スケジュールについては「資料集」内の『介護人材補助金ガイドブック』をご参照ください。